

台風等による気象状況時における対応

御前崎市立浜岡中学校

生徒の安全を確保するため、教育委員会の「台風等の気象状況時における対応について」を受け、本校は次のように対応する。

1 遠州南地方(御前崎市)に大雨・暴風・高潮・波浪・暴風雪・大雪のいずれかの特別警報が発表された場合

状 況	対 応
午前6時30分の段階で、 特別警報 が発表された場合	自宅待機 とする。
午前9時30分までに 特別警報 が解除された場合	解除された時点で 登校 させる。
午前9時30分の段階で 特別警報 が引き続き出ている場合	臨時休校 とする。

2 遠州南地方(御前崎市)に台風による「**暴風警報**」が発令された場合

状 況	対 応
午前6時30分の段階で、「 暴風警報 」が発令された場合	自宅待機 とする。
午前9時30分までに「 暴風警報 」が解除された場合	解除された時点で 登校 させる。
午前9時30分の段階で「 暴風警報 」が引き続き出ている場合	臨時休校 とする。

※学校からメール等がなくても、上記のように対応する。

3 その他

- (1) 学区内の行政区に「避難準備情報」「避難勧告」「避難指示」が発表された場合も上記1、2と同様の対応とする。
- (2) 上記1、2以外でも、自宅周辺等に登校上危険箇所がある場合は、各家庭で判断し、安全を第一優先する。
- (3) 「災害用伝言ダイヤル」の使用については、「南海トラフ地震に関する情報・発生に備えた対応」及び「災害用伝言ダイヤル利用方法」を参照する。